

JASSOにおける障害学生修学支援事業について

独立行政法人 日本学生支援機構
学生生活部長 井上 示恩



独立行政法人
日本学生支援機構
Japan Student Services Organization

◆ 学生生活支援事業の基本スタンス

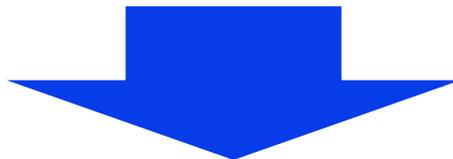
● JASSO(日本学生支援機構)のミッションなど

- ・ “Student Services”(2つのS)・・・学生がどんなときでも安心して学ぶことができるよう、必要なサービスを提供していく事
- ・ 具体的には、奨学金、留学生支援、学生生活支援の3つの支援事業を実施 【学生支援のナショナルセンター】
- ・ 学生生活支援事業・・・大学等が行う各種学生支援活動をサポート



● 学生生活支援事業の取組への基本スタンス

政策上特に重要性の高いものや、個々の大学等の取組に委ねていただけでは不十分なものについて取り組む



「障害学生修学支援」「キャリア教育・就職支援」の推進、
「学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供」の充実

◆障害のある学生や固有のニーズがある学生が社会で活躍できるように、大学等における支援について、体制の全体的な底上げを図るとともに、大学等全体としての理解・啓発を促す。また、実態調査や取組事例の収集に基づく問題の把握・分析・情報提供等を総合的に実施する。

(下線は編者)

(独立行政法人日本学生支援機構 第4期中期目標)

◆障害のある学生や固有のニーズがある学生が社会で活躍できるように、修学支援に関する実態調査を通じて問題の把握・分析を行うとともに、高大連携や就労支援など主要課題に関する理解・啓発に重点を置いたセミナー等を実施する。

また、障害学生等に対する支援体制の全体的な底上げを図るために、取組事例の収集を含めた総合的な情報提供等を推進し、体制整備が進まない大学等に対してはより重点的に、全学を挙げた取組の実施や学外機関との連携の働きかけを強化する。

(第4期中期計画)

障害のある学生等や固有のニーズのある学生が社会で活躍できるように、大学等の支援の充実を図るため以下の施策を実施する。

- ①「障害のある学生の修学支援実態調査」について、調査項目や分析の改善・充実を図る。また、障害学生と大学等との紛争の防止・解決等に関する事例を収集し、公表する。
- ②大学等における障害のある学生に対する支援体制全体の底上げを図るため、体制整備が進まない大学等に対して、理解啓発・普及啓発を図る事業を実施する。また、国が実施する「社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業」の成果を公表し、普及に努める。
- ③大学等の担当者等を対象として、実践的な支援能力の向上を図る事業等を実施する。また、各大学等で実施する教職員の能力及び資質を向上させるための研修に活用できる資料の検討を進める。
- ④学生等のメンタルヘルスについても、学内外の連携など学生支援の充実、強化に必要な支援事業を実施する。また、各大学等で実施する教職員の能力及び資質を向上させるための研修に活用できる資料の検討を進める。
- ⑤平成29年4月に文部科学省から「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)」が公開されたが、その中で各大学等が取り組むべき主要課題として挙げられている、「初等中等教育段階から大学等への移行(進学)」等をテーマとしたセミナー等を実施し、教職員の理解促進を図ることが重要。

障害のある学生等に対する支援事業 【令和元年度の取組①】

- 障害のある学生等に対する支援事業については「障害学生支援委員会」において審議
- (※) の調査・事業については、それぞれの協力者会議において企画・実施

<課題> 障害者差別解消法の合理的配慮規定等が平成28年4月に施行されたが、引き続き大学等の体制整備の全体的な底上げが急務である。

障害のある学生の修学支援に関する実態調査 (※)

■事業計画①

☆平成31年度分の調査の実施

※障害学生支援の実態に関する合同ヒアリングを実施

障害学生支援理解・啓発セミナー

■事業計画②

2回(10月) <東京・大阪>

障害学生が在籍していない、あるいは思うように取組が進まない大学等を対象として、合理的配慮の提供に関する基本的な考え方等の説明を行ない、障害学生支援に関する理解・啓発を図る。

障害学生支援専門テーマ別セミナー

■事業計画⑤

3回

「(8月) 高大連携」、 「(11月) ニューロダイバーシティ」
「(2月) 建設的対話」 をテーマに実施

障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集(※)

■事業計画①

「障害者差別解消法」の施行に伴い、今後、障害のある学生と大学等との間において差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する相談や増加が予想されることを踏まえ、適切な対応を行なうために参考にできる事例を収集・分析し、ウェブサイトやセミナーにおいて紹介

※ウェブコラム(続編)

障害学生支援実務者育成研修会 (※)

■事業計画③

目的：講義・演習形式のカリキュラムにより、障害学生支援実務者を育成。

基礎プログラム

2回(8月) <東京・兵庫>

※基本的な知識の習得や対応の向上等を図る。

応用プログラム

1回(9月と12月に分けて実施)

※障害学生支援を担当する教職員個々の専門的知識の向上や実践面の向上を図る。

(心の問題関係)

<課題>

- ・発達障害・精神疾患・精神障害等の学生が急増する中で、学内・学外の連携強化等支援体制整備（専門部署、専門スタッフの配備等）が急務。

- ・学生に対する事件・事故の防止等に関する対応が困難な事項として大学全体では「メンタルヘルス」が51.6%で最も高い。
- ・学生相談に関する今後の課題として必要性が高いと思われる事項として大学全体では「精神的危機の状況にある学生への対応」が69.1%で2番目に多い。

（大学等における学生支援の取組状況に関する調査（平成29年度）より）

心の問題と成長支援ワークショップ (※) ■事業計画④

目的：レクチャー、グループワーク等を行ない、学生支援を担当する教職員個々の専門的知識・ノウハウの習得や実践面の向上を図る。

2回： 東京（8月）

大阪（9月）

(※) の事業については、協力者会議において企画・実施

合理的配慮ハンドブック

「合理的配慮ハンドブック～障害のある学生を支援する教職員のために～」の発行について

- 初めて障害のある学生を受け入れる学校等が、障害学生支援の体制を整えていく際の参考
- 平成29年3月に文部科学省が取りまとめた「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)」等を踏まえた内容
- 合理的配慮の考え方や場面ごとの対応について記述
- 全国の大学、短期大学、高等専門学校に送付
- ウェブサイトにてダウンロードも可能
(URL: https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/hand_book/index.html)

● 平成31年3月 市販開始

- 従来の障害種別ごとの章立てではなく、
障害学生支援に必要な関係事項ごとの構成
- (1) 障害者差別解消法施行、「第二次まとめ」等を踏まえた内容
 - (2) 障害学生支援の場面ごとの対応について構成
 - (3) 関係法令や国の施策に関する情報の充実



■資料編

- 障害の権利に関する条約(抄)
- 障害者基本法(抄)
- 障害を理由とする差別の解消に関する法律
- 障害を理由とする差別の解消に関する法律施行令
- 障害を理由とする差別の解消に関する法律施行規則
- 障害を理由とする差別の解消に関する基本方針
- 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針
- 国立大学等「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」リンク集
- 障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)
- 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)



全国キャリア・就職ガイダンス



障害学生支援実務者育成研修会



障害学生支援理解・啓発セミナー

■事業の進め方

- ・学生生活支援事業に関連する総合的政策課題について、有識者による**戦略的な議論を行い、適切に障害学生修学支援事業を推進するための中長期的な方針を検討する。**
- ・JASSOでは、これまで実施してきた様々な障害学生修学支援事業の経験や実績を踏まえ、更なる事業の充実・発展のため、**障害学生支援に関する関係機関等との連携・協力を進める。**